

令和7年8月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

### 指定更新時集団指導の実施について

指定更新時の集団指導の実施につきまして、近畿厚生局より、令和7年7月31日付けで、対象医療機関あてに通知文書が送付されますので、お知らせいたします。

今回は、「令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に指定更新が到来する保険医療機関」が対象です。対象外の医療機関は集団指導を受けることはできませんので、ご留意ください。

実施方法は下記のとおりです。

#### 記

- 更新時集団指導は、昨年と同様、「eラーニング」を視聴することにより、更新時集団指導に出席したものとみなされます。
- 「令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に指定更新が到来する保険医療機関」が対象です。対象外の医療機関は集団指導を受けることはできません。
- 指導対象者は、開設者、管理者、保険医です。  
管理者は「eラーニング」を必ず視聴いただきますようお願いいたします。
- 視聴期間は、令和7年8月1日（金）から令和7年8月31日（日）までです。
- 「eラーニング」のログインIDとログインパスワードは、実施通知送付時に設定される予定です。
- 「eラーニング」の視聴方法は、対象医療機関あて近畿厚生局より送付される実施通知をご参照ください。インターネット環境がない等の理由により、「eラーニング」の視聴が困難な場合は、近畿厚生局指導監査課（電話 06-7663-7665）までお問い合わせ願います。
- 指定更新時の集団指導は、出席しなかった医療機関が「個別指導」に移行するなどのペナルティは課せられない（受講記録は残る）とされていますが、適正な保険診療を行う観点から、「eラーニング」方式による集団指導を受けていただき、保険診療について理解を深めていただきたいと考えております。

○会員の先生におかれましては、郡市区医師会において開催される「社会保険指導講習会」にご参加賜り、改めて指導監査や保険請求等について認識を高めていただき、適正な保険診療に努めていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

**【照会等連絡先】**

近畿厚生局指導監査課

〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1 - 1 - 22 大江ビル 8 階

電話 06-7663-7665 FAX 06-4791-7355

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府医師会 保険医療課 TEL : 06-6763-7001